

デマンドタクシーの廃止に係る証明書について

道路運送法に基づく協議が調っていることの証明書

二宮町地域公共交通活性化協議会において、令和 8 年 6 月 25 日に、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域
 - ・別紙のとおり
2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間
 - ・別紙のとおり
3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法
 - ・別紙のとおり
4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合にはその条件
 - ・令和 8 年 9 月 30 日（水）をもって廃止とする。

令和 8 年 6 月 25 日

二宮町地域公共交通活性化協議会
会 長 梶 田 佳 孝

デマンドタクシーの運行の廃止について（案）

① 運行区域及び乗降場所
・別紙区域図
② 運 賃
・利用者運賃（1回乗車する時に1人が支払う額）400 円 ※ただし、1回の予約で複数人の乗車が申し込まれた場合は、2人乗車 300 円 3人乗車 250 円 4人乗車 200 円とする。※未就学児は無料
③ 運行委託事業者
・委託事業者 <u>神奈中タクシー（株）</u> ※運行事業費（1運行にかかる委託経費） ・A 地区（二宮駅・二宮町役場/町民センター・生涯学習センター） 1,230 円 ・B 地区（西友二宮店・マックスバリュ・町民温水プール） 1,650 円
④ 運行時刻（出発時間）
9 時（30）、10 時（00/30）、11 時（00/30）、12 時（00/30）、13 時（00/30） 14 時（00/30）、15 時（00/30）、16 時（00/30）、17 時（00） ※平日の運行 追加項目③（土日祝日運行） 期間については平成 27 年 11 月 1 日～平成 27 年 12 月 31 日までの2か月間
⑤利用者の登録方法
・利用者は事前に利用登録を行う。（平成 27 年 10 月 1 日より開始）
⑥乗車する際の予約方法
・電話での予約（予約センターへ連絡をする。） ・登録者のみ利用可能。 ・予約受付は乗車の前日まで、又は、乗車当日の9時から16時30分までとし、利用時刻の30分前までに予約をする。※9時30分発は前日までの予約とする。
⑦運行概要
（1）旅客自動車運送事業の種類、態様 一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行） （2）使用する車両

- ・セダンタイプ（乗車定員：5名）
 - ・使用台数 27 台（※一般乗用旅客自動車運送事業と併用して使用する。運行時はデマンドタクシーのステッカーを車両に貼る。）
 - ・乗車定員 11 人未満の車両を使用する必要性
- 運行対象地域は、道路幅員が狭く、また丘陵地であるため、中型及び大型車両で運行することは困難であるため。

⑧運行開始を予定する日（道路運送法第4条を変更する日）

平成 29 年 9 月 30 日（土）をもって休止とする

（平成 29 年 10 月 1 日（日）から平成 30 年 9 月 30 日（日））

休止する期間の延長

- ・平成 30 年 10 月 1 日（月）から令和元年 9 月 30 日（月）
- ・令和元年 10 月 1 日（火）から令和 2 年 9 月 30 日（水）
- ・令和 2 年 10 月 1 日（木）から令和 3 年 9 月 30 日（木）
- ・令和 3 年 10 月 1 日（金）から令和 4 年 9 月 30 日（金）
- ・令和 4 年 10 月 1 日（土）から令和 5 年 9 月 30 日（土）
- ・令和 5 年 10 月 1 日（日）から令和 6 年 9 月 30 日（月）
- ・令和 6 年 10 月 1 日（火）から令和 7 年 9 月 30 日（火）
- ・令和 7 年 10 月 1 日（水）から令和 8 年 9 月 30 日（水）

令和 8 年 9 月 30 日（水）をもって廃止とする

にのタク 乗降場所



①

【出発地と到着地で組合せられる乗降場】

- 居住地区（富士見が丘・松根エリア No.1～57）
⇔ 目的地区（駅周辺エリア No.A～C）
- 居住地区（山西エリア No.61・62）
⇔ 目的地区（駅周辺エリア No.A～C）
- 居住地区（富士見が丘・松根エリア No.1～57）
⇔ 目的地区（中央エリア No.D～F）
- 居住地区（山西エリア No.61・62）
⇔ 目的地区（中央エリア No.D～F）

【出発地と到着地で組合せられない乗降場】

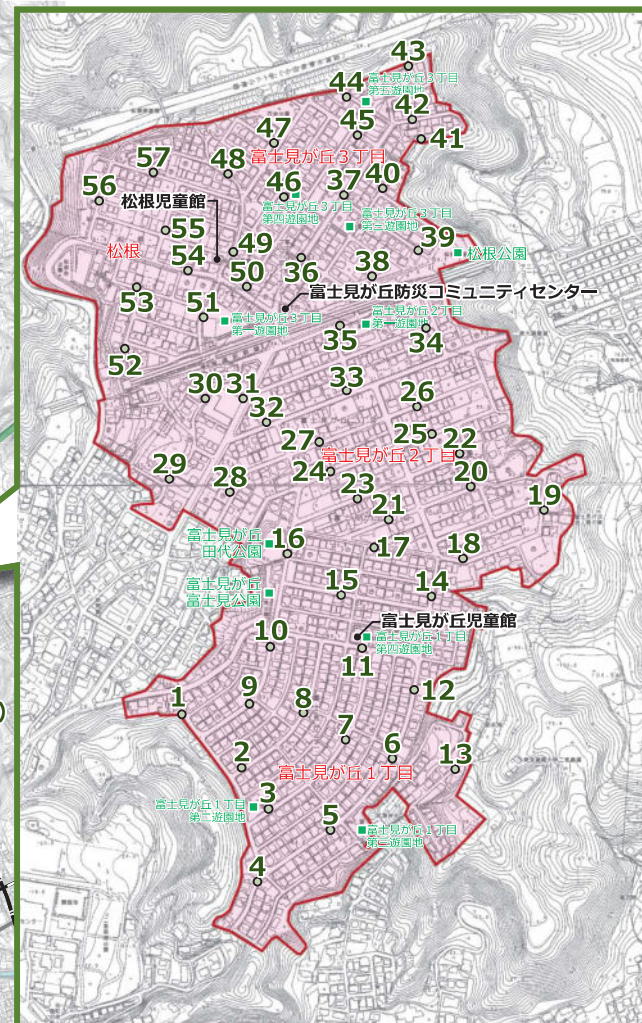
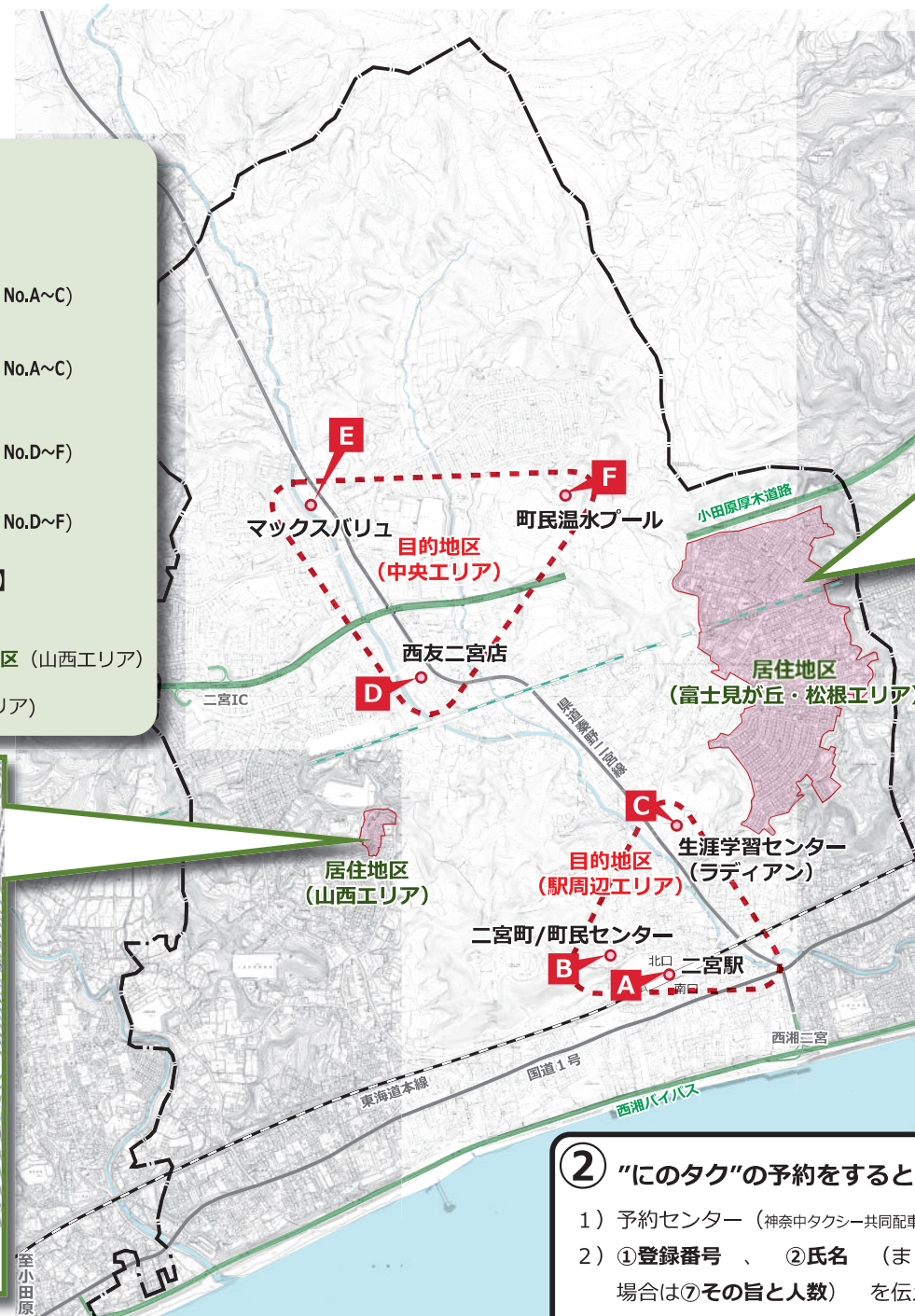
同一地区内での乗降はできません ✕

居住地区（富士見が丘・松根エリア）✕ 居住地区（山西エリア）

目的地区（駅周辺エリア）✕ 目的地区（中央エリア）



山西エリア拡大図



富士見が丘・松根エリア拡大図

②

“にのタク”の予約をするときは・・・

- 1) 予約センター（神奈中タクシー共同配車センター **0463-71-3433**）に電話します。
- 2) ①登録番号、②氏名（まとめて予約割で予約する場合は⑥人数、未就学児がいる場合は⑦その旨と人数）を伝えます。
- 3) ③利用したい便、④乗る場所、⑤降りる場所

※まとめて予約割で複数人の予約をするときは、利用者全員の①登録番号、②氏名が必要です。

“にのタク”の運行に関するお問い合わせは下記協議会事務局までお願いいたします。

二宮町地域公共交通活性化協議会事務局： 二宮町政策部企画政策課
電話 0463-71-3311 FAX 0463-73-0134